

2025 年（令和 7 年）11 月 16 日

自民党 税制調査会 御中
日本維新の会 税制調査会 御中
立憲民主党 税制調査会 御中
国民民主党 税制調査会 御中
公明党 税制調査会 御中

子どもに無煙環境を推進協議会 代表理事
健康日本 21 の健康寿命延伸のタバコ対策ネットワーク・代表
大阪府堺市南区庭代台 4-2-3 muen□iris.eonet.ne.jp
野上浩志

税制改正大綱での「屋外分煙施設等の整備を促す」の削除などの要請

【要請の要約】

1. 税制改正大綱で「地方公共団体に屋外分煙施設等の整備を促す」が 2020 年の大綱から盛り込まれていますが、2026 年（令和 8 年）からはこれを削除してください。
2. 経過措置として、これをもし残すのであれば、現状の大半の屋外喫煙所はタバコ煙が漏れ出るオープン式（パーテーション型）で、受動喫煙の危害を周りに振りまいているので、屋外分煙施設（屋外喫煙所）は、完全密閉閉鎖式とすべきです。

記

上記【1 大綱からの削除してください】について

（1）2025 年与党税制改正大綱で（10 ページ）

「（4）屋外分煙施設等の整備の促進

望まない受動喫煙対策の推進や、今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前・商店街・公園等の場所における屋外分煙施設等の整備について、地方公共団体がその重要性を認識し、地方たばこ税の活用を含め、民間事業者への助成制度の創設その他の必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組むよう、各地方公共団体の整備方針や実施状況等の把握を行いつつ、より一層促すこととする。」（A）とあります。

（2）そもそも タバコ税は一般財源 なので、目的税的に「屋外喫煙所の整備を促す」内

容は、税制の一線を越えています。

税制改正大綱に「屋外分煙施設等の整備の促進」が入れられたのは、全国たばこ販売協働組合連合会と全国たばこ耕作組合中央会から自民党たばこ議員連盟への要望を受けて大綱に入れられた経緯があり <https://x.gd/NEUD1>、同組合からの自民党への政治献金絡みが背景にあることから、公共的であるべき税制改正大綱への「屋外分煙施設等の整備の促進」は削除されるべきです。

※また近年、地方税収入は減収・逼迫が予見され、「屋外喫煙所の整備」に回すゆとりなどは無いはずのように思われます、

- (3) 「第三次健康日本 21」の「健康寿命を延ばし、健康格差をなくす」ためにも、喫煙可能な場所を作らず、無くしていく施策が有効ですので、屋外喫煙所の新設の後押しは止めていただくのが賢明な施策です。

上記【2 経過措置として残すのであれば、完全密閉閉鎖式とすべき】について

- (4) 2020 年の与党税制改正大綱で「地方公共団体に屋外分煙施設等の整備を促す」内容が盛り込まれて以後、これによる屋外喫煙所の大半がタバコ煙の漏れ出るオープン式（パーティション型）の欠陥喫煙所のようです。(B)

- (5) 厚労省健康局長通知 (C)

「[屋外分煙施設の技術的留意事項について](#)」(2018 年 11 月 9 日発出)では、

- ・改正健康増進法においては、一部の施設を除き、多数の者が利用する施設については原則屋内禁煙としているものの、屋外については禁煙等の措置は講じていないところである。
- ・屋外分煙施設を設置する際の技術的留意事項については、下記のとおりであるので、御了知の上、関係方面への周知等に御配慮をお願いしたい。

○ 人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出ないようにすること

<具体例> ① 壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖系の構造物の場合
(コンテナ型)

② 壁で囲まれ、かつ天井が開放された構造物の場合 (パーティション型)

- (6) しかるに、2020 年 4 月に施行された「健康増進法」では

「第 25 条 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、…受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。」(D) として、“受動喫煙の防止は屋内にとどまらず屋外を含む”規定“となっており、かつ

「第 27 条 2 特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。」(E) とされているので、(B) の屋外喫煙所の多くが“煙が漏れ出ている”ことから (C) の厚労省健康局長通知の要件を満たしておらず、かつ (D、E) の「健康増進法」第 25 条の責務、第 27 条 2 の配慮義務の規定に違反している。

(7) したがって、上記 (1) 項の与党税制改正大綱 (10 ページ) の「地方公共団体に屋外分煙施設等の整備を促す」内容 (A) での“屋外喫煙所”の多くの現状 (B) が、(C、D、E) に違反しており、その現状を放任したまま (A) の「地方公共団体に屋外分煙施設等の整備を促す」のは間違った施策です。

(8) です。ので、もし経過・暫定措置として屋外喫煙所を設置するのであれば、タバコ煙の漏れ出ない密閉閉鎖式 (コンテナ式、あるいはトレーラー式など) を指定すべきです。

(9) ただ (A) に「公園」が入れられていますが、「公園は」子どもや家族連れが多く利用するし、横浜市、相模原市、川崎市、さいたま市、小金井市、広島平和記念公園をはじめ多くの都市の公園が全面禁煙となっていきていることから、「公園」は削除すべきです。

かつ「駅前・商店街」などでも、人の多い場所は避け、極力奥まった離れた場所での明記をお願いします。

- ・ [内閣府が 2022 年に行った「タバコ対策に関する世論調査」](#) では、喫煙者のタバコの煙を不快に思った場所を聞いたところ、「公園・屋外で児童が遊んだりする児童遊園」での不快との回答は 32.9%、「屋外喫煙所の近く」では 39.4%、でした。

- ・ 2025 年以後に健康増進法の見直しが予定され、より実効性を高めた受動喫煙対策にバージョンアップする方向が必至です。屋外も禁煙化の方向が避けられず、タバコ

煙の漏れ出るオープン式（パーティション型）の屋外喫煙所を設けることが、この
阻害要因になりかねず、避けていただきたいです。

- ・ 有料の喫煙所や喫煙可の店も増えてきているし、わざわざタバコ煙の漏れ出るオープン式（パーティション型）の屋外喫煙所を新設しなくても、喫煙者にはそこを利用するよう周知いただければ、と思います。
- ・ [国立がん研究センターの控えめな推定](#)でも「日本では、受動喫煙によって、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群で死亡する人は、年間 15,000 人と推計された」と発表されていて、タバコ煙の漏れ出るオープン式（パーティション型）の屋外喫煙施設からの受動喫煙の危害により、周りの施設や人・通行人も急性的にも長年にもわたり健康を害されるリスクが避けられません。

(10) オープン式（パーティション型）の屋外喫煙所は、煙が漏れ出て周りに健康危害を及ぼし、市民からのクレームが多くあることから、東京都区内や大阪市内などでも、密閉閉鎖式（コンテナ式、あるいはトレーラー式など）に変更がされる例が増えてきているところです。

例えば大阪のＪＲ高槻駅北側・南側、阪急高槻市駅北側・南側にオープン式の開放型喫煙所がありますが、市民からの煙じゃじゃ漏れ被害クレームもあって、2025年度予算で「閉鎖型喫煙所」へ更新されることになっています。

以 上